

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省）

制 度 名	勸告等によってする登記の税率の軽減（卸売市場法）			
税目（条文番号）	登録免許税（措法第 79 条）			
見 直 し の 内 容	<p>卸売業又は仲卸売業を営む者が行う合併等（農林水産大臣の認定を受けたものに限る）に係る登記の登録免許税の軽減措置について、適用期限の延長を行わないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 981"> <tr> <td data-bbox="874 808 1219 981">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 808 1489 981">+2 百万円 （- 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+2 百万円 （- 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+2 百万円 （- 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本制度により、昭和 46 年の創設以降、卸売業者の合併等が行われ、市場関係事業者の経営体質の強化に寄与してきたと考えている。しかしながら、創設以降長期間にわたる措置であること、また、近年では、適用件数が年 1、2 件に止まっており、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から廃止することとする。</p>			